

（紹介手数料の返戻金制度）

採用された採用決定者が、入職後3ヶ月未満に自己都合又は自己の責に帰すべき事由で退職し又は懲戒解雇（但し、労働契約法第15条・16条に照らして有効な場合に限る。）された場合は、支払われた紹介手数料について、次の割合で計算された金額を返戻するものとする。但し、事業主の都合による解雇、雇用主に起因する退職、採用決定者の死亡、天災事変等の不測の事態、その他乙の免責が相当とされる事由の場合には、返戻しないものとする。

- |                    |         |
|--------------------|---------|
| （1）入社後30日以内に退職した場合 | 報酬額×80% |
| （2）入社後60日以内に退職した場合 | 報酬額×50% |
| （3）入社後90日以内に退職した場合 | 報酬額×20% |